



フェロー基金による学生会員の活動支援に関する細則

2021年8月27日 フェロー企画運営小委員会メール承認

(目的)

第1条 本細則は、日本原子力学会フェロー基金規約（0304-02）第2条に基づき、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）学生会員の活動支援に関する事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第2条 フェロー基金の使途は、学生会員の国際会議発表にかかる参加費、旅費に限定する

(管理運用)

第3条 フェロー基金からの支援金は、当該年度の予算の範囲内で使用することができる。

第4条 第2条に定めた使途への支援希望があった際は、支援可否および支援金について、フェロー企画運営小委員会で決定する。

(改定)

第5条 本細則の改定は、フェロー企画運営小委員会が決定し、総務財務委員会および理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成28年2月26日 第3回フェロー企画運営小委員会制定、平成28年4月1日施行
5年間の有期プログラムとし、延長は活動実績に応じて適宜見直す
- 2 改定履歴
 - ① 内規を細則に変更 平成28年11月11日 第2回フェロー企画運営小委員会承認、平成28年11月17日 第5回総務財務委員会報告、平成28年11月30日 第5回理事会報告
 - ② 平成29年11月9日 第2回フェロー企画運営小委員会承認、平成29年12月11日 第5回総務財務委員会報告、平成30年1月31日 第6回理事会報告
 - ③ 2021年8月27日 フェロー企画運営小委員会メール承認、2021年9月16日 第2回総務財務委員会報告、2021年9月28日 第3回理事会報告

附則

- 1 平成28年11月11日改定の細則は、フェロー企画運営小委員会承認の日から施行する。

- 2 平成 29 年 11 月 9 日改定の細則は、フェロー企画運営小委員会承認の日から施行する。
- 3 2021 年 8 月 27 日改定の細則は、フェロー企画運営小委員会承認の日から施行する。